

## 宗門の法式に就いて

神保如天

### 一、はしがき

實踐宗乘研究會の諸君が發起して、大學の小講堂で法式の講習を催さうといふことになり、其の指導を予に依頼された。予とても其の道の専門家ではなく、殊に法式に附隨する聲明に自信の無い自分としては御辭退申し度いところだが、自分は五歳の時から法式に喧しい師匠の下に育ち、能登の儼然として存した七堂伽藍完備の大本山總持寺にも安居し、後には名古屋の覺王山僧堂や、能登の別院などに職を奉じたこともあるから、滿更ら法式などは知らないと言へた義理でも無いので、こゝに數回、法式の基本的の話や二三實習をもやつた。まだゞ法式の序の口へも入つてゐないが、これから追々其の堂奥に入り度いものだと思ふつてゐる。斯うした關係で、こゝに宗門の法式に就いて思ひ出るまゝを少しく話して見たい。

### 二、法式の意義

高祖の佛法を稱して『威儀即佛法、作法是宗旨』と標榜するが如く、威儀の外に佛法なく、作法を除いて宗旨は無い。

威儀そのもの、作法そのもの、其れが宗旨であり佛法であるといふのである。此の意味に於いて法式といふ語は、「佛法上の儀式」といふべきで、唯佛法といへば抽象的な觀念的なものだが、其の佛法を具現化し形式化すると儀式となる。宗教は之を形式に現はせば必ず儀式となるのであつて、儀式の無い宗教は有り得ない。「宗教は儀式なり」といつてもよいのである。高祖大師が洗淨卷に

作法これ宗旨なり、得道これ作法なり。といはれ、

辨道法に、佛佛祖祖在道而辨、非道而不辨、有法而生無法而不生。

とお示しになつてゐる。これで威儀即佛法、作法是宗旨の意味が能く窺はれる。一般に法式といふと、法堂上に於ける坐作進退のことと思つてゐる。例へば導師の進前燒香、合掌禮拜、知殿殿行の遞供献花、堂行の打磬魚鼓等の巧みなるを法式がうまいと云つてゐる。これも法式には相違ない。予は之を狭い意味の威儀、狭儀の作法であつて、廣義にいふ威儀即佛法の中の一部、作法是宗旨中の一部をいふに過ぎないものであると思ふ。威儀とはいふまでもなく吾人の行住坐臥の四威儀で、吾人の生活のすべての態度である。常に開單展鉢、屙屎送尿といふ。開單展鉢は食事すること、そこに赴粥飯法がある。屙屎送尿は大小便すること、そこに洗淨法がある。坐するに坐法あり、臥するに臥法あり、行くに經行法あり、行住坐臥、佛法に依つて威儀するが故に、威儀即佛法といはれるのである。故に法堂上に於ける進退、拂子の振り方や、献茶湯の仕方がうまいから法式が明るいなどは決して云はれない。法式は吾人の十二時中、四威儀のすべてが佛法に依つて行はれ、其の作法の一一が不染汚の修證でなくてはならない。

### 三、清規と行持

清規は清淨大海衆の規矩で、佛道修行を專一とするところの僧團を統制する規則である。故に僧衆は必ず之を遵奉せねばならない。衆寮箴規の冒頭に高祖大師は

寮中之儀應<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>敬<sub>レ</sub>遵佛祖之戒律、兼依<sub>レ</sub>隨大小乘之威儀、一<sub>レ</sub>如百丈清規<sub>上</sub>。

と嚴命せられてある。叢林に在つて修行するところの僧衆は必ず清規を嚴守して苟も之に背いてはならない。若し違背するが如きは事の大小に依つて即時に下山、趕ひ出されてしまはねばならぬ。其の清規とは何を規定したものかといへば吾人の四威儀を佛法上に在らしめんとする儀式を佛祖の名に於いて規範づけられたものである。故に形式上から觀れば他律的に外から吾人の行爲に規範を與ふるものであると云へる。故に若し吾人が清規をいつまでも清規として敬遵し依隨してゐるだけでは、清規の價値を甚だしく減損するばかりでなく、自己を冒瀆し修證を染汚することになり終るのである。例へば對大已法は六十二箇條の大已に對する純他律的の法則を擧げてあるに拘はらず、高祖は其の結文に

右對<sub>レ</sub>大已五夏十夏法是則諸佛諸祖之身心也。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>學。若不<sub>レ</sub>學者祖師道廢甘露法滅也。法界虛空希有難<sub>レ</sub>遇。宿殖善根人乃得<sub>レ</sub>聞、實是大乘極致也。

と示されてある。この法を以て諸佛諸祖の身心とし、甘露の白法とし、大乘の極致なりといふに至つては此れは單なる條文ではなく、之を實行し之を體驗するところに自己の身心は佛祖の身心と一如し、その修行が即證上に不染汚ならしめる。此の時他律的の清規を遵奉するといふ觀念を亡じ、只佛祖の行持として之を行持するといふ境致に至る。即ち他の強

爲でもなく自の強爲でもなく、只佛祖の身心が佛祖の身心として威儀する、これを佛祖の行持を行持するといふ。清規の他律的規範なるに對すれば行持は宗教的意識に發する自律的行爲とでもいつたらよからう。

法式は一面には定められたる清規の法則を堅く守らねばならぬ。然し他律的であり形式的であるといふ理由の下に、勝手に清規を改變したり法式に新案を立てたりしてはならない。現今行はれてゐる『洞上行持軌範』は明治廿一年に天徳院森田悟由、青松寺北野元峰、北漸寺鴻春倪の三師が法式改正係に任せられ、大本山總持寺貫首法雲普蓋禪師管掌の下に、編纂せられたものである。これが爲されねばならなかつた理由は「従前洞上の行持法式區々に涉れるものを一定せんと欲するに在り」といつてある。大清規、瑩山清規、小清規以來既に六百年間、時處の過ぐるに隨つて種々の清規、區々たる法式が現れて統一するところなく、本山末派個々の法式を行ふに至つたので、從來の諸種の清規を正して時機に適應する行持法を一定したのである。それから今日まで又五十年、尤も其の間大正七年に一度改訂増補されたが現今から見れば告朔の餼羊ともいふべきものが甚だ多い。更に時機に適應する改正が行はねばならぬ氣運に迫られてゐるのでは無いかと思ふ。然し其の改正も必ず佛祖の戒律に敬遵し大小乗の威儀に依隨し、百丈、高祖太祖の清規に一如して、而も現代に行ひ得る『行持軌範』の制定を要望して止まない。それは兎もあれ、明治廿一年時代の森田、北野、鴻等の法式改正係に任せられた諸老宿が、之を法式といはず清規といはずして之を「行持軌範」と命名せられたところの達見には實に驚歎せざるを得ない。清規の他律的なるを脱化し法式の形式的なるを跳出して直に佛祖の身心を行持せしめんとせられた。是れ即ち法式の眞意義を此に標榜せられたもので、高祖太祖の威儀即佛法、作法は宗旨の眞の宗乘に通達した人でなくては到底思ひも寄らぬところである。

#### 四、高祖大師の清規

高祖道元禪師御撰述の清規は現行の永平大清規六卷であつて、之を年代順に表示すれば次の通りである。

	(清規)	(撰時)	(撰處)	(祖齡)
一、典座教訓	嘉禎三年	興聖寺	三十八歲	
二、對大已法	寛元二年	吉峰寺	四十五歲	
三、辨道法	寛元二年 四年?	大佛寺	四十五歲 四十七歲?	
四、知事清規	寛元四年	永平寺	四十七歲	
五、赴粥飯法	寛元五年?	永平寺	四十八歲?	
六、衆寮箴規	寶治三年	永平寺	五十歲	

この六種の中、典座は六知事の中の一役なれど大衆の辨食を司る重要な位地なるが故に特に教訓を垂れて典座の作務其事が即ち辨道なる宗旨を教へられたもので、知事清規は知事頭首のすべてに其の任務に忠實なることそれが佛法の行持する旨を説かれたものであるから、典座教訓と知事清規とは全く同一種類の「教訓」である。衆寮箴規は公界の道場に於ける公衆道德を示されたもの、辨道法と赴粥飯法と對大已法とは共に「法」と名けらるゝが如く作法であり法式である。然し對大已法は長上に對する敬禮法で一種の道德法といつてよい。衆寮箴規の横に公衆道德、對大已法の縦に長者を敬ふ徳、この二者共に道德を訓ふるものである。然るときは正しく「法式」を示されたものは辨道法と赴粥飯法との二であつ

て、就中、辨道法は即ち坐禪法で、宗門の根本、清規中の原則を爲すものである。辨道は僧堂に於いて行はるゝ靜の坐禪、粥飯も亦僧堂に於いて行はるゝ動の坐禪、或は又坐禪は精神的糧食、粥飯は物質的食料、即ち僧堂は物心兩面の二食を充足する道場である。故に赴粥飯法に

方令<sub>二</sub>教法而等<sub>一</sub>食、教<sub>二</sub>食而法等<sub>一</sub>、是故法若法性食亦法性、法若真如食亦真如、法若一心食亦一心、法若菩提食亦菩提、名等義等故言<sub>レ</sub>等。

とある如く、坐禪と粥飯と名等義等なる様子が如實に窺はれる。それで予は宗門の清規は其の原則を辨道法に置くべきであり、同時に法式の起原も亦坐禪の儀則に置くべきであると確信するものである。何となれば威儀即佛法といひ作法是宗旨といふ、その威儀作法は坐禪其のものを指す語であつて、坐禪を除き辨道を外にして何の佛法があり何の宗旨があるか。幾多の清規や法式やは坐禪を原則とし辨道を所據とすることに依つて、それが佛祖の身心であり、甘露の白法であり、大乘の極致であり得るのである。

## 五、坐禪の儀則と安居

高祖大師が直接坐禪の儀則をお示しになつたものには第一に廿八歳嘉祿三年に撰せられた普勸坐禪儀がある。これは道元禪師の所謂西來の佛法を我が國に嫡傳せられた最初の獅子吼である。寛元元年四十四歳の時吉峰寺で假名書きの坐禪儀を示された、これは専ら結跏趺坐或は半跏趺坐、正身端坐の姿勢、目や口などの心構へを示されたものである。然るに寛元二年の大佛寺に於ける辨道法は極めて詳細を極めたもので、先づ黄昏坐禪に於ける住持人の進退出入、開枕臥法。次に

後夜起床、洗面法、嚼楊枝、換衣法、牀上作法、搭袈裟法、早晨坐禪法、經行法、摺袈裟法、正身端坐法、起坐法、放參法等、其の間に更點法、喫湯喫茶の些事に至るまで詳細に説示されてある。以上の三篇は所謂坐禪の證則と儀則との兩方面、而も年中常恒の坐禪を説かれたものであるが、更に正法眼藏中に安居の一卷があつて、即ち一夏九旬間の結制安居の法が委曲に説き示されてある。

すでに四月一日よりは比丘僧ありきせず、諸方の接待および諸寺の旦過みな門を閉せり、しかあれば四月一日よりは雲衲みな寺院に安居せり、菴裏に掛搭せり。

四月三日の粥罷よりはじめてことをおこなふといへども堂司あらかじめ四月一日より戒臘の勝を理會す。すでに四月三日の粥罷に戒臘牌を衆寮前にかく。……三日より五日にいたるまでこれをかく。……四月五日の放參罷にをさめをはりぬ。

四月八日は佛生會なり。

四月十三日の齋罷に衆寮の僧衆すなはち本寮につきて煎點諷經す。

維那あらかじめ一枚の戒臘牌を修理して十五日の粥罷に僧堂の東壁にかく。

四月十四日齋後に念誦牌を僧堂前にかく、諸堂おなじく念誦牌をかく。

十五日の粥前に知事頭首小師法眷まづ方丈内にまうで、人事す。

十五日の陞座罷住持人法座よりおりて階のまへにたつ。拜席の北頭をふみて南面してたつ、知事近前して兩展三禮す。

一展云、此際安居禁足、獲<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>巾瓶<sub>一</sub>、惟依<sub>二</sub>和尚法力資持<sub>一</sub>願無<sub>二</sub>難事<sub>一</sub>。又一展叙<sub>二</sub>塞喧<sub>一</sub>觸禮<sub>三</sub>三拜<sub>云々</sub>。解夏七月十三日衆

寮煎點諷經、またその月の寮主これをつとむ。

十四日晚の念誦、來日の陞堂人事巡察煎點並同ニ結夏。

陞堂罷(十五日)、知事等謝詞にいはいく、伏喜法歲周圓無ニ諸難事、此蓋和尚法力陰庇、下情無任ニ感激之至ニ云々。

人事行禮等の詳細なること現行の行持軌範も尙ほ一步を譲るほどである。その據つて來るところは禪苑清規の結夏解夏、特爲煎點法にして、尙ほ現に天童山等に行はるゝところの見聞を參酌してお示しになつたものであらう。

夏安居にあふは諸佛諸祖にあふなり、夏安居にあふは見佛見祖なり、夏安居ひさしく作佛作祖せるなり。

かくのごとく結夏してより功夫辨道するなり。衆行を辨育せりといへども、いまだ夏安居せざるは佛祖の兒孫にあらず、また佛祖にあらず。孤獨園、靈鷲山みな安居によりて現成せり、安居の道場これ佛祖の心印なり、諸佛の住世なり。これに依つて九旬結夏の辨道は見佛見祖であり作佛作祖である。故に若し夏安居せざれば佛祖の兒孫でもなければ佛祖でもない。要するに九夏安居あつて諸佛住世し坐禪辨道あつて佛祖の心印は正傳せられるのである。佛法上の儀式たる法式は坐禪を以て原則とし辨道を以て根源とする所以正に此に存することを知らねばならぬ。

## 六、高祖時代の法要法式

參見知識のはじめよりさらに焼香禮拜念佛修懺看經をもちひず、たゞし打坐して身心脱落することをえよ。

と、辨道話をはじめ諸所に此の御垂示がある。これは身心脱落を佛法とし打坐を宗旨とすることであつて、其の外に焼香禮拜念佛修懺看經等の佛法ありとするなといふことである。故に焼香も打坐、禮拜も打坐、念佛も打坐、修懺も打坐、看

經も打坐であつて、その超關脫落なるとき此の節目に拘はらざるを以て其の一一が身心脫落の法でなくてはならぬ。故に高祖大師は看經を示された看經の卷がある。

おほよそ看經は盡佛祖を拈把しあつめて眼眼として看經するなり。

現在佛祖の會に看經の儀則それ多般あり。として一に施主入山請大衆看經、二に常轉請僧看經、三に僧衆自發心看經、四に大衆爲亡僧看經、五に聖節看經等の目を擧げ、其の第一には

かくのごとくの看經、おほくは金剛般若經、法華經普門品、安樂行品、金光明經等をいく百千卷となく常住にまうけおけり、毎僧一卷を行ずるなり。

といひ、施主行香巡堂の次第を詳かにし、又聖節看經に就いては

今上の聖誕の佳令、もし正月の十五日なればまづ十二月十五日より聖節の看經はじまる。今日上堂なし(十二月十五日)。佛殿の釋迦佛のまへに連牀を二行にしく、いはゆる東西にあひむかへておのおの南北行にしく、東西牀のまへに臺盤をたつ、そのうへに經を安ず。金剛般若經、仁王經、法華經、最勝王經、金光明經等なり。堂裏の僧を一日に幾僧と請して齋前に點心をおこなふ。…御降誕の日(正月十五日)にいたるに住持人上堂し祝聖するなり、これ古來の例なり、いまにふりざるところなり。

と尊重を極めたる儀式を委説してある。現今行はるゝ讀經の儀式は種々の沿革があつて高祖時代のそれとは大いに異つてはるるが、高祖の御在世中にも看經の法の行はれたことは是れに依つて明らかである。

又知事清規に米を擇び菜を擇ぶの時、行者諷經して竈公に向せよ、所謂諷經は安樂行品、金剛般若、普門品、楞嚴呪、

大悲呪、金光明空品、永嘉證道歌、大滄警策、三祖信心銘等なり、隨宜に諷經して竈公に回向す。回向に云く、  
上來諷誦某經、又云、上來諷誦功德、回向當山竈公眞宰、護法安人者。十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般  
若波羅蜜。請堪能行者作諷經頭。

これを以て觀ても高祖の御時代に諷經も回向文も存したことの一例として十分であらう。

建搨記に依れば寛元五年正月十五日に布薩說戒を行はれたところ正面の障子に五色の光りを放つたことが出て居り、又  
寶治三年正月一日羅漢供養法會あり、この時請を受けたまふ木像畫像の羅漢其の外諸聖相共に放光して供養を受けたまふ  
たといふことが見えてゐる。これは瑞現の不思議を叙述する爲の材料ではあるが、永平寺御在住の此の頃に斯る法要を屢  
行はせられた證左として見る事が出来る。誦經もあり看經もあり、修懺もあり禮拜もあつたことが事實として歴史が之  
を物語つてゐる。只單に端坐面壁ばかりしておいでになつたのでは無い、今日いふところの法式、法要も必ず行はれたの  
である。

## 七、念佛と禮拜

念佛といへは直に淨土教の南無阿彌陀佛の名號を稱ふることのやうに思ふが、念佛は淨土教ばかりで無く何れの宗旨に  
でも念佛はある。高祖大師にもやはり念佛があつた。赴粥飯法に

上來文疏已具披宣、聖眼無私諒垂照鑒。仰憑尊衆念。(此時大衆合掌、維那高聲念曰)

清淨法身毘盧舍那佛

圓滿報身盧遮那佛

宗門の法式に就いて

千百億化身釋迦牟尼佛

當來下生彌勒尊佛

十方三世一切諸佛

大乘妙法蓮華經

大聖文殊師利菩薩

大乘普賢菩薩

大悲觀世音菩薩

諸尊菩薩摩訶薩

摩訶般若波羅蜜

これを一般に十聲佛、或は十佛名といふ。安居卷の土地堂念誦にも

誦<sup>二</sup>持<sup>三</sup>萬德洪名<sup>一</sup>回<sup>二</sup>向<sup>三</sup>合堂眞宰。所<sup>レ</sup>祈加護得<sup>レ</sup>遂<sup>二</sup>安居。仰<sup>レ</sup>憑<sup>三</sup>尊衆<sup>一</sup>念<sup>〇</sup>。(次に十聲佛を擧ぐ。但し赴粥飯法中の第六大乘妙法蓮華經だけ無し)

念誦功德並用回<sup>二</sup>向<sup>三</sup>護持正法土地龍神。伏願神光協贊、發<sup>レ</sup>揮有利之勳<sup>二</sup>梵衆興隆永錫<sup>三</sup>無私之慶、再<sup>レ</sup>憑<sup>三</sup>尊衆<sup>一</sup>念<sup>〇</sup>。十方三世一切諸佛。諸尊菩薩摩訶薩。摩訶般若波羅蜜。

十聲佛も三寶、十方三世云々も三寶であつて宗門は由來三寶唱念であることを知らねばならぬ。現行の回向文には必ず十方三世云々の唱念をしてゐるが、前項に擧げた竈公諷經の回向文に見るやうに高祖の唱へたまふた起原が明らかに知られる。三寶唱念のことは歸依三寶の卷に

その歸依三寶とはまさに淨信をもはらにして、あるひは如來現在世にもあれ、あるひは如來滅後にもあれ、合掌し低頭して口にとなへていはく、我某甲從<sup>二</sup>今身<sup>一</sup>至<sup>二</sup>佛身<sup>一</sup>、歸依佛歸依法歸依僧云々。

又道心の卷に

ねてもさめても三寶の功德をおもひたてまつるべし、ねてもさめても三寶をと<sup>なへ</sup>たてまつるべし。…かゝらんとき心をはげまして三寶をと<sup>なへ</sup>たてまつり、南無歸依佛南無歸依法、南無歸依僧と<sup>なへ</sup>たてまつらんことをわすれず、ひまなくと<sup>なへ</sup>たてまつるべし。…眼のまへに闇のきたらんよりのちは、たゆまずはげみて三歸依をと<sup>なへ</sup>たてまつること、中有までも後生までもおこたるべからず。

斯の如く高祖大師は三寶唱念を高調せられてある。これ即ち高祖の念佛である。嚴密にいへば念佛法僧である。

又高祖には念佛法僧ばかりでなく念佛祖もある。佛祖の卷に

それ佛祖の現成は佛祖を擧拈して奉覲するなり。過現當來のみにあらず、佛向上よりも向上なるべし。まさに佛祖の面目を保任せるを拈じて禮拜し相見す。佛祖の功德を現擧せしめて住持しきたり禮證しきたれり。

五十七佛祖を一一擧拈して禮證する、即ち一唱一禮である。室内に於いて毎曉毎晩唱禮するところの傳燈の祖師、尸羅會に於ける佛祖禮、いづれも念佛祖といつてよからうと思ふ。宗門の法式に於いて念佛法僧、并に念佛祖の極めて重要な位地を占むるものであることが知られる。

次に禮拜である。禮拜は法式中最も重要なもので禮拜を伴はない法式といふものは全く無いといつてもよい。歸依、恭敬、供養、尊重、讚歎、奉覲、承事等、それを身形の上に現はすときは禮拜より外には無い。

おほよそ禮拜の住世せるとき佛法住世す、禮拜もしかくれぬれば佛法滅するなり。

と陀羅尼卷にいつてある。禮拜の存不存に依つて佛法の滅不滅を證據立てるほど禮拜は重要である。しるべし禮拜は正法眼藏なり、正法眼藏は大陀羅尼なり。

と禮拜それ自體を以て正法眼藏とし大陀羅尼とするといふのである。

みづから歸依の正信おればかならず北面の禮拜そのはじめにおこなはると正傳せり。このゆゑに世尊の在日に歸佛の人衆天衆龍衆ともに北面にして世尊を恭敬禮拜したてまつる。

歸依の正信おれば恭敬禮拜おのづから現はれ來る、他の強制を待たず自の發意でもない、正信と禮拜とは即ち身心一如の上に現はれ來る信仰表象である。高祖は常に禮拜を以て佛威儀となしたまふた。念佛を以て打坐とし、禮拜を以て正法眼藏とし、脫落の行持を行持とせられたのである。

## 八、洗淨、洗面の行持

坐禪、念佛、修懺、看經、禮拜等の佛事なることは誰しも首肯するところであるが、大小便することや、面を洗ふこと、入浴することなどになると、佛法以外のことと法式や行持とは全く縁遠いものゝやうに思ふ。佛事門中不捨一法と口で言ふばかりで、坐禪をする時、法堂に出た時だけは佛様のやうな顔をしてゐても、寮舎に歸へれば犬猫のやうであつたり、入浴時洗面場では野蠻人の如くであつては、威儀即佛法でも作法是れ宗旨でも何でも無い。四威儀の一一が佛法、起居動作の一一が坐禪の宗旨で無くては高祖大師の佛法に生命がない。

經卷を坐臥經行とせり、經卷を父母とし經卷を見孫とせり。經卷を行解とせるが故にこれ知識の經卷を參究せるなり。知識の洗面喫茶これ古經なり。

——佛經卷——

經卷を坐臥經行とするとき大小便利これ佛法でなくてはならぬ。洗面喫茶これ古經なるとき洗面喫茶これ宗旨であらねば

ならぬ。

佛道場に廁屋あり、佛廁屋裏の威儀は洗淨なり、祖々相傳し來れり。佛儀なほのこれる慕古の慶快なり。あひがたきにあへるなり。いはんや如來かたじけなく廁屋裏にして羅睺羅のために説法します。廁屋は佛轉法輪の一會なり、この道場の進止これ佛祖正傳せり。

——洗淨卷——

廁屋は不淨處なるが故に之を洗淨するは佛廁屋裏の威儀である。此土娑婆世界は穢土なるが故に之を淨寂光土に化して佛常に此の土に在り。廁屋は佛轉法輪の一會であり諸佛威儀の道場である。又洗面時には

たゞ佛祖の修證を保任するとき用水洗滌、以水澡浴等の佛法つたはれり。これによりて修證するに淨を超越し不淨を透脱し非淨非不淨を脱落するなり。

——洗面卷——

これが宗門人の洗面の作法である。洗淨法、洗面法、澡浴法、嚼楊枝法、淨髮法、剪爪法等の委細は洗面、洗淨の兩卷に就いて一一審細に參究せられ度い。

佛法に必ず浣洗の法さだまれり。或は身を洗ひ心を洗ひ、足を洗ひ面を洗ひ、目を洗ひ口を洗ひ、大小二行を洗ひ、手を洗ひ鉢盂を洗ひ、袈裟を洗ひ頭を洗ふ。これらみな三世の諸佛諸祖の正法なり。

——洗面卷——

われらの洗面、洗淨は三世の諸佛諸祖の正法として之を行持するのであつて、世間俗事の造次や顛沛ではない。佛威儀を威儀し、佛行持を行持するところの洗面であり洗淨である。念佛、禮拜、看經、坐禪等と同一の修證であつて面を洗ふも辨道、大小便するも佛法、澡浴塵穢するも宗旨なることを知るべきである。

## 九、法式には訓練を要す

宗門現在の法式といへば『洞上行持軌範』三卷に日分、月分、年分の三行事に就いて定められたものを以て唯一の標準とせねばならぬ。然し之を此の軌範の通り行はんとすれば宏壯完備せる道場と、役位以下多數の衆僧が無くては到底行はれない。兩大本山その他有數の巨刹數十ヶ寺を除けば他の一萬有餘の寺院では恐らく實行し得られない法式が大部分を占めてゐる。其の爲めに法式が兎角形式化し、重要なことゝ然らざるものとの區別もつかぬ故、略式勝といふことになり、法式が枝葉末節にのみ執はれ、その根幹とするところが忘れられ、尊嚴なるべきところが輕薄となり、一種の芝居じみた滑稽なものになつてしまふのである。地方寺院などの晋山式や茶毘式などに參列して、嚴肅なるべく、敬虔なるべき雰圍氣から全く懸け離れた失望を以て歸らねばならぬことが往々ある。世間で佛教の儀式よりも神道の儀式が歡迎される理由の一つは確かに此に在るのではないかと思ふ。これは『行持軌範』其のものが時機と道場とに適しないといふ缺陷があるからではなからうか。法式の改正といふことは必ず近い將來に於いて行はれねばならぬ差迫つた問題である。然し何と云つても法式は人間がやるのである。『行持軌範』が如何に時機相應の立派なものが出来ても、これをやる人間がなつて居らんやうでは眞の法式は行はれない。宗門僧侶でありながら合掌の仕方、禮拜の仕方、お袈裟の掛け方も、座具の展べ方も知らんやうな者に法式がどうかうのといつたところで問題にも何にもならない。大悲咒、心經一卷讀めぬ者に磬子のつけ方や手磬のつけ方を教へても一向譯が分らない。そんな和尚が一躍して晋山式をやつたり、葬式をやつたりするのだから、嚴肅にも敬虔にも出來やう筈が無い。故に何處でも何時でも何人でも行はれる、時機相應した行持軌範を先づ

作つて、それから宗門僧侶を學校なり僧堂なり講習會なりで必ず誦經、威儀、作法、法式の一定期間の訓練をさせるといふことにせねば駄目である。威儀即佛法の宗門でありながら全く威儀がなつてゐない、作法是れ宗旨といひながら其の作法が地に墮ちてゐる。これでは永平の佛法何づくに在りや、洞上の宗風果して何の處ぞ、佛祖に辜負し奉る罪過彌天と申さねばならぬ。

## 一〇、むすび

以上何の企ても無く、思ふがまゝを筆にして來た。まだ述べ度いことは幾らでもあるが餘りに貴い紙面を瀆すのも心ない業であるから纏りがつかんけれども此の邊で筆を擱くことにするが、最後に一言附け加へ度いことがある。狹義にいふ法式は、どうしても形式を尊重せねばならぬ、規矩を重んじなくてはならぬ。然し其の精神は必ず高祖大師の佛法にまで還へらねばならぬ。高祖の佛法に立ち還つて其許から清規も形式も規矩も見直さなくてはならない。其許に始めて活きた生命の吹き込まれた法式が現はれる。合掌にも魂が打ち込まれてゐなくてはならぬ。禮拜にも生命が躍動してゐなくてはならぬ。坐臥にも經行にも法悦に充たされた歡喜がなくてはならぬ。お茶を喫むところにも正信歸依の精神が溢れ、御飯を戴くところにも安心決定の感謝が湧き出でなくてはならぬ。これでこそ威儀即佛法、作法是宗旨の宗侶といひ得られるのである。この行持から現はれた法式ならば佛祖の身心と一如にして修證自づから染汚せず、隨喜する者亦自づから恭敬禮拜するに至ること必然である。

——一三、一、三一——